



2019年3月7日

各 位

会 社 名	クラリオン株式会社
代 表 者 名	代表執行役 執行役社長兼CEO 川 端 敦 (コード番号 6796 東証第一部)
問 合 せ 先	
責任者役職名	経営戦略本部 担当本部長
氏 名	宮 本 浩
T E L	(048)601-3700 (代表)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催に関するお知らせ

2019年2月20日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2019年2月20日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、エナップ シス エスエーエス（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満となる場合には、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催すること等を当社に要請する予定とのことであったため、当社は、本株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本株主総会の招集のために必要となる基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定しておりました。

しかしながら、2019年3月1日付「フォルシアの子会社であるエナップ シス エスエーエスによる当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が総株主の議決権の数の90%以上となり、本日、公開買付者から会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に基づく株式売渡請求に係る通知を受け、当社は、当該株式売渡請求を承認したことから、本株主総会は開催しないことといたしました。

以 上